

第3章 分野別施策の推進

人権問題の現状等

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、[※]門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまでの人権問題として認識されていなかった犯罪被害者等の問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組むことを目指して行います。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握、理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、人権教育・啓発の手法として、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の具体的な人権問題に則した個人的な視点からも、学習を進めることが必要です。その際、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、地域社会や家庭等と十分連携を図って、推進していくことが大切です。

1 女性の人権問題

(これまでの経緯)

女性の地位向上を図るための取組は、国連を中心に展開されており、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」に定め、メキシコシティでの第1回世界女性会議「国際婦人世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。それ以降、我が国では「国内行動計画」の策定(昭和52年(1977年))や女性差別撤廃条約の批准(昭和60年(1985年))、「[※]男女雇用機会均等法」の施行(昭和61年(1986年))など各種法律や制度の整備が図られてきました。

平成7年（1995年）に北京で開催された第4回世界女性会議では「北京宣言」が採択され、「女性の権利は人権である」とうたわれました。それらを背景に、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

（現状と課題）

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、本市においてもセクシャル・ハラスメントや性暴力、配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）など、女性の人権侵害にかかわる実態が明らかになっています。

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習が根強く残っています。

女性が社会のあらゆる分野に参画し持てる能力や個性を十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直しや、女性の人権を擁護する防犯体制の整備、女性問題の相談体制整備等を図ることが求められています。

（施策の方向）

男女が社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成19年度に霧島市男女共同参画計画を策定しました。

女性に対するあらゆる形態の暴力は、私的生活で起こるか、公的生活で起こるかを問わず、女性的基本的人権の侵害であることへの認識を深めるため、啓発及び防止と救済に向けた環境整備に努めます。

また、女性の人権の確立のためには、産める可能性のある性である女性の「いつの時期に何人の子どもを産むか、あるいは産まないか」についての自己決定権を中心とするリプロダクティブ・ライツが、女性の人権の根底にあることへの認識の浸透を図り、リプロダクティブ・ヘルスにかかわるサービスの充実を図るとともに、女性の多様なライフスタイルに応じた健康支援に努めます。

さらに、メディアにおける「性の商品化」傾向や暴力表現に基づく性情報の氾濫は、女性の人権を著しく侵害するものであり、情報の送り手の側はもちろんのこと、受け手の側にもそれらの情報に対する人権尊重の視点に立った適切な判断力が求められます。そのため、従来の性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が平等に自由に行動・生活できるという視点に立ったメディア・リテラシー向上への取組を進めていきます。

2 子どもの人権問題

（これまでの経緯）

平成元年（1989年）の国連総会で子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保

護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本は平成6年（1994年）4月にこの条約に批准し、子どもの人権問題の解決に向け取組が進められてきましたが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありませんでした。

平成11年（1999年）11月に「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、平成12年（2000年）11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されるなど、積極的な取組が行われてきました。また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に制定された「次世代育成支援対策推進法」が平成15年（2003年）7月に施行されました。（現状と課題）

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化等、家族構成の変化とともに家庭の持つ教育機能の低下が指摘されています。その結果、子ども同士の触れ合いの機会が少なくなり、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらしています。それとともに地域住民同士の交流や触れ合いが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

こうした状況の中で、児童虐待、家庭内暴力、少年非行等の問題行動、いじめや体罰等学校における暴力、不登校のほか薬物乱用の低年齢化、援助交際や児童ポルノ等の性の商品化、さらには、無抵抗な子どもを狙った無差別な暴力事件、連れ去り誘拐事件の増加というような子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。

今日の課題として、子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成長できる環境づくりを推進する必要があります。

（施策の方向）

子どもが、その意思が尊重され権利が保障される環境づくりを進める中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するよう支援します。

特に深刻化している児童虐待の問題については、虐待の早期発見、早期対応を図っていくための、教育、保健、医療、福祉関係機関の十分な連携、虐待を受けた子どもに対するケア、大人に対する教育・啓発を推進します。

また、子育てで家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域など社会全体で子育て家庭を支援するファミリーサポートセンターなどのシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行等の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう関係機関等の情報交換を推進し、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

3 高齢者の人権問題

（これまでの経緯）

人口の高齢化が世界的な規模で進んでいますが、とりわけ我が国の高齢化は、世界でも例を見ない速さで進んでおり、平成27年（2015年）には4人に一人が65歳以上の

超高齢社会が到来すると予測されています。急激な人口の高齢化は、保健、医療、福祉にとどまらず、国民の意識や産業構造、消費生活など社会のあらゆる分野に影響を及ぼすため、総合的な高齢化対策が必要となってきます。

高齢化対策に関する国際的な動きを見ると、昭和57年（1982年）にオーストリアのウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成3年（1991年）の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択されました。

翌年の平成4年（1992年）の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることをうながすとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」として、高齢者自身とすべての世代の行動年とすることが決定されました。

我が国においては、平成7年（1995年）に、高齢社会対策基本法が施行され、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本とし、国際的な動向も踏まえながら、就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境などの対策が講じられてきました。

また、痴呆高齢者の「痴呆」の呼称には、蔑視的な意味合いが含まれているとの指摘がなされたことから、平成16年（2004年）6月に厚生労働大臣は「痴呆」の用語を「認知症」に変更しました。

本市では、高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる社会、住み慣れた地域で共に助け合い支え合いながら安心して暮らすことのできる社会を目指すため平成18年（2006年）3月に「霧島市すこやか支えあいプラン」を策定しました。
(現状と課題)

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、平成12年（2000年）で19.8%に達し、平成22年（2010年）には22%を超える見込みであり、人口の高齢化は急速に進んでいます。

また、地域ごとの高齢化の進行状況に大きな差があることや、高齢者人口の約70%が、国分・隼人地区に集中して暮らしているという特徴があります。

このような状況の中で、高齢者が自立し住み慣れた地域や家庭において、健康で生きがいを持って暮らしていくためには、長年培った知識と経験を生かし、自己実現が可能となるよう社会参加活動の促進と経済的な自立を実現するために就業機会を確保することが求められています。

また、今後、寝たきりや認知症の高齢者、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯など、社会的な援助を必要とする人たちの急激な増加が予想されます。一方、核家族化や扶養意識の変化に伴い、家庭における介護機能が低下してきているため、在宅・施設等の両面において調和のとれた福祉・介護サービスの充実や環境づくりが大きな課題となっています。また、福祉関係者への人権啓発や、直接高齢者に接する高齢者施設等の職員への人権啓発も大切です。

機能が低下してきた高齢者に対する身体的・精神的な虐待や犯罪の防止、「老い」に対する偏見を払拭し、高齢者の人権についての認識と理解を深めるための教育、啓発を推進する必要があります。

(施策の方向)

高齢者がたとえ寝たきりや認知症になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら住み慣れた地域で生活できるよう「霧島市すこやか支えあいプラン」等に基づき、福祉・介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上を目指し、諸施設の^{*}バリアフリー化等安全対策にも努めます。

高齢者が地域社会において心身ともに健康を維持し、安心して生きがいをもって生活を送るために、高齢者のもつ優れた経験と知識を生かし十分活躍できるような土壌づくり、経済的自立ができるような雇用・就業機会の確保など、高齢者が生き生きと暮らせる施策の推進に取り組みます。

また、認知症等により判断力の十分でない高齢者等の権利を擁護するための事業・施策の推進を図り、高齢者に対する訪問販売や通信販売等による消費者トラブルの被害者の相談所の案内等、高齢者の人権が尊重されるよう努めるとともに、被害防止のための啓発活動を実施し、福祉関係施設での高齢者に対する虐待等も含めた総合的な相談体制の充実に努めます。

4 障害のある人の人権問題

(これまでの経緯)

これまで「^{*}ノーマライゼーション」の理念のもとに、国連においては「^{*}完全参加と平等」をテーマに、昭和56年(1981年)を「国際障害者年」と定め、昭和58年(1983年)から平成4年(1992年)までの10か年間を「障害者のための国連10年」として、平成5年(1993年)から「アジア太平洋障害者の10年」がスタートする中で各国に対し、障がい者施策の推進を求めてきたところであります。

我が国では、「国連障害者年」を契機に、平成5年(1993年)に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」として、その基本的理念を示しています。

平成7年(1995年)12月には「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策の実施計画である「障害者プラン ～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」(平成8年度～平成14年度)が策定され、数値目標を含む具体的な施策目標が示されました。

鹿児島県においても、平成7年(1995年)に県新障害者対策長期計画を策定するとともに、平成9年(1997年)にはその重点実施計画として、平成9年度(1997年度)から平成14年度(2002年度)までの6か年を計画期間とする「鹿児島いきいき障害者プラン(県障害者施策重点実施計画)」を策定し、障害のある人の生涯の各時期において、全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指す「^{*}リハビリテーション」や障害のある人が障害のない者と同等に生活し、活動する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた総合的、計画的な取組を進めてきました。

合併前は、旧自治体ごとに「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた取組を進めてきましたが、合併後の平成18年(2006年)4月1日から「障害者自立支援法」が

施行され、「障害福祉計画」の策定が義務付けられたことを受け、障害のある人の現状を広く把握し、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等について総合的な観点から計画を策定する必要があると判断し、障害者基本法に基づく中長期計画と合わせた「霧島市障がい者計画及び障害福祉計画」を策定しました。

(現状と課題)

「霧島市障がい者計画及び障害福祉計画」の策定にあたり、障害のある人に対して、アンケート調査を行いました。その中で、「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」との設問に対し、「よくある」又は、「時々ある」と回答した人の割合は、身体に障害のある人が25.9%、知的障害のある人が30.39%、精神障害のある人が41.3%でした。このように、差別を受けたり、いやな思いをして生活している人もいます。

本市では、市の広報誌、ホームページなどの各種広報媒体を通じ、幅広い啓発・広報活動を行っていますが、今後も様々な広報媒体や行事をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障害のある人についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

特に、精神障害のある人や内部障害のある人、又は発達障害のある人についての正しい理解や認識を広めていくためには、教育・啓発が大きな役割を担っており、学校をはじめ、家庭、地域社会、職場などの様々な場において教育や啓発活動を推進していく必要があります。

(施策の方向)

障害のある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障害のある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。

その際、障害のある人が無理なく外出し、社会参加できる環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインを目指したまちづくりを推進します。

平成16年(2004年)6月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、従来の「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日～9日)へと拡大されました。これを受けて、国において「共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～」という啓発重点目標が設けられました。また、平成18年(2006年)4月1日から「障害者自立支援法」が施行され、これまで、身体・知的・精神の障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとでの一元化が図られることになりました。

本市においても、市民が障害のある人への関心と理解を深め、障害の「ある・なし」にかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会を目指し、「ノーマライゼーション理念の普及」、「自立と社会参加の促進」、「リハビリテーション理念の普及」、「バリアフリー化の促進」という4つの基本目標を掲げています。その目標を達成するために様々な課題が考えられますが、障害のある人の社会参加を支援できるよう、各種事業、啓発活動を積極的に行います。

さらには、障害のある人の権利を擁護するために、一人ひとりのニーズに対応した適切なサービスが利用できるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

5 同和問題

(これまでの経緯)

同和問題とは、昭和40年(1965年)に「[※]同和対策審議会」答申が出され、その中でその本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とし、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と述べられています。

この答申を受けて、同和問題を解決するための具体策として、昭和44年(1969年)に「[※]同和対策事業特別措置法」を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の立法措置及び数次の法改正を行い、30年以上にわたり「実態的差別」「心理的差別」の解消に向けて関係諸施策が推進されてきました。これらの特別対策により生活環境の改善をはじめとする物的面での格差は大きく改善され、平成14年(2002年)3月に法律が失効した後は既存の一般対策で対応することになりました。しかしながら、「心理的差別」の解消には、なお十分とは言いがたい状況にあり、結婚差別や差別発言、差別落書等の差別事象が見られるほか、同和問題などを口実に企業などから不当に利益を得る「[※]えせ同和行為」などの問題があります。

このような産業、就労、教育等の残された課題解決については、現行制度で一般対策としての的確に対応することとなり、国をはじめ、県・市町村ともに協力・連携して差別解消に努めることとなりました。

(現状と課題)

近年、高度情報化社会に伴い、インターネット上の差別書き込みや電子版部落地名総鑑の問題が発生しています。平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申にある「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策」を適正に実施することは、今日においても変わらない課題であります。

差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら、同和問題を人権問題の重要な柱として、早期の解決を図るために取組を進めなくてはなりません。

(施策の方向)

同和問題解決のための今後の人権教育・啓発の活動の展開方向については、平成8年(1996年)5月の地域改善対策協議会意見具申において、「国や地方公共団体はもとより国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人ひとりが自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につな

げていくという、広がりをもった現実の課題である。」と、また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と述べられています。

本市においても、このような認識や考え方を尊重し、市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、非合理的な因習的意識を改め、それを克服できるように学校教育、社会教育をはじめ、様々な啓発活動などの多様な機会や手法を通して、差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動を推進します。

また、人権啓発及び住民交流の拠点である隼人人権啓発センターが開かれたコミュニティーセンターとして地域住民をはじめ、多くの市民の方々に学びや交流の機会を提供し、参加と対話を通して同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解や認識を深める場となるような環境作りに努めます。

6 外国人の人権問題

(これまでの経緯)

人種や民族に対する差別は、「国連憲章」や「世界人権宣言」にうたわれている人間の尊厳と権利についての平等を否定するものですが、1950年代になっても、世界では人種をめぐる深刻な問題が表面化しました。

こうした事態を憂えた国連は、昭和40年(1965年)に「人種差別撤廃条約」を採択しました。日本は、平成7年(1995年)にこの条約を批准しています。

我が国では、昭和22年(1947年)の「外国人登録令」と昭和26年(1951年)の「出入国管理令」及び昭和27年(1952年)の「外国人登録法」の制定等により外国人法制が確立し、外国人労働者に対して門戸が閉ざされる一方、在日韓国・朝鮮人は管理規制の対象とされました。

しかし、昭和54年(1979年)の「国際人権規約」の批准を契機に、外国人の管理規制に重きを置いてきた外国人法制の在り方にも見直しが迫られるなど、人権意識の高まりにより外国人差別への取組が大きな盛り上がりを見せました。

(現状と課題)

グローバル化の進展に伴い、海外からの入国者や我が国に暮らす外国人の数は増加傾向にあります。本市においても同様の状況にあり、日常生活の中で、外国人と接する機会が増え、国際交流が進む一方で、文化や生活習慣の違いから生じる誤解や偏見による外国人差別が指摘され、相互理解が不十分であることによる様々な問題も発生しています。

本市の外国人登録者数は、平成20年(2008年)1月現在で325人となりました。外国文化や生活の多様性を理解し、人種や国籍にとらわれず、外国人を一人の人間として尊重する精神を養うことが大切です。

(施策の方向)

異なった言葉や習慣、価値観をもつ人々の文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識を持つことにつながります。国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識をはぐくむよう、学校や社会教育における国際理解教育、人権教育、社会における人権啓発活動を推進します。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

(これまでの経緯)

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。

エイズは昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にありますが、我が国においても昭和60年(1985年)3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきました。世界保健機関(WHO)は昭和63年(1988年)にエイズの「蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消」を図るため、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

我が国では、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元年(1989年)に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)が施行され、その後、平成11年(1999年)には、感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を一つの理念とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

本市においても、関係機関と連携をとりながら、市民への啓発活動を実施してきました。小・中学校においては、学校活動や体育科・保健体育における性教育の一環として児童生徒の発達段階に応じて「エイズ教育」の推進を図ってきました。その際、感染経路や日常生活においては簡単に感染しないこと等を正しく理解させるとともに、エイズ患者やHIV感染者の人権を配慮した人間関係が築けるような接し方に努めています。

また、らい菌による感染症であるハンセン病は、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明していますが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、ようやく強制隔離政策は終結しますが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況にあります。こうした中で、平成13年(2001年)5月、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決が下され、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされてきました。

現在、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

(現状と課題)

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んでいます。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断診察のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。しかし、H I V感染は感染経路が特定していて、感染力もそれ程強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り感染を恐れる必要もなく、エイズ患者やH I V感染者に関する正しい知識を広く普及させることが必要です。

小中学校においては、性教育の一環としてエイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する必要があります。

ハンセン病の問題については、長期間にわたる隔離政策により、施設入所者の多くは、家族や親族などとの関係が絶たれ、また入所者自身の高齢化により病気が完治した後も施設に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

また、平成15年(2003年)に、^{*}ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、社会に根強く残る患者や元患者に対する偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させることが必要です。

(施策の方向)

教育・啓発活動の推進

・エイズ教育の推進

小・中学校においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育(性教育)を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を高めるための研修の充実を図ります。

・啓発活動の推進

関係機関などと連携し、エイズなどの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

8 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等

犯罪被害者等(犯罪被害者やその家族)の人権について、社会的関心が高まってきています。犯罪被害者等は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、マスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るために、平成17年(2005年)4月には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

しかし、犯罪被害者等に対する無責任な噂や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材などによる二次的被害に苦しんでいるのが実情です。

これらの問題を解決するために、社会全体で支え合うことのできる体制を構築していく必要があります、そのためには、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう啓発を進める必要があります。

(2) インターネットによる人権侵害

近年の社会環境の急激な変化の一因にインターネットの普及があげられます。私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であることなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権に関わる問題が多数発生しています。

このため、平成14年(2002年)5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示請求する権利を与えることが規定されています。また、平成16年(2004年)10月には、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が改定されました。

こうした法的措置の周知を図るとともに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

学校においては人権尊重の意識を高揚する啓発活動を推進するとともに、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や、及ぼしている影響について理解を深め、情報の収集や発信における個人の責任や携帯電話及びインターネット等を利用する上でのルールやマナーを尊重する態度の育成を図ります。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題があり、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の意思とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に役立てるための啓発を推進する必要があります。

(4) 性同一性障害

性同一性障害は、生物学的な性(体の性)と性自認(心の性)が一致していない状態を言い、世界保健機構(WHO)の国際疾病分類に位置付けられています。

性同一性障害のある人は、公的な書類(戸籍・住民票・パスポート等)の性別が外見や社会生活上の性別と違っているため、様々な不利益や差別を受けることがあります。

平成16年(2004年)7月から「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお、行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居など様々な面での課題が指摘されています。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

(5) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や、その後の明治政府の「北海道開拓」を進める中での同化政策などにより、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。

そこで、国においては平成9年(1997年)5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が制定されました。また、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動推進のための事業を実施しています。

人権週間においても、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を強調事項に揚げ、全国各地で様々な啓発活動を実施しています。

今後は、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と知識を深め、独自の文化・伝統を尊重していくことが重要です。

学校教育では、既にアイヌの人々について、社会科等において取り上げられているので、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修に努める必要があります。

(6) 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権

平成14年(2002年)9月の一回目の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。しかし、未解決の被害者の方々については、いまだ北朝鮮当局より十分な情報提供はされておらず、安否不明のままです。

平成16年(2004年)5月の二回目の日朝首脳会談を経て、5人の被害者の家族の帰国・来日が実現しました。

しかし、同年11月に北朝鮮から拉致被害者のものとして提出された「遺骨」から、本人のものとは異なるDNAが検出され、また、その他の被害者についても、情報・物証が十分提示されないなど、北朝鮮の説明は受け入れられるものではなく、その対応には誠意がまったく見られませんでした。

平成18年(2006年)2月に日本は改めて北朝鮮に対し真相究明等を目指した再調査、拉致実行犯の引渡しなどを強く要求しましたが、北朝鮮は、同年7月弾道ミサイル発射、10月核実験実施を発表しました。これに対し日本は制裁措置を実施し

ていますが、北朝鮮が拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せていないことも、措置の理由となっています。

平成18年(2006年)6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この中で、毎年、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。また、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定められています。

拉致は決して許されない犯罪行為です。その早期解決に向けて、今後も、国・関係地方公共団体と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害についての関心と認識を深める啓発・広報などの取組に努めます。

(7) その他の課題

社会には多様な人権問題が存在します。たとえば、性の指向についても、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)だけでなく、性愛の対象が同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)や男女両方に向かう両性愛(バイセクシャル)があります。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがため社会から制約を受け、様々なトラブルに直面し、精神的な苦痛や差別を受けているという事実もあります。私たちは、性の在り方について固定的に考えるのではなく、性的マイノリティー^{*}について正しく理解し、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

また、自立の意思がありながら、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず、外見などで判断され嫌がらせや暴行の対象になるなどの人権侵害が起きています。こうした問題を解決するために、ホームレスの人たちを支援するため、平成14年(2002年)7月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定され、同法に基づき、平成15年(2003年)7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が作られました。ホームレスの自立を図るためには、制度面だけでなく、地域に暮らす住民全体の理解と協力が必要です。

さまざまな状況で、人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発活動の取組が必要です。

第4章 計画の推進

1 推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育及び人権啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした「霧島市人権擁護推進本部」を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえ、関係施策を実施します。

さらに、市民及び各種団体・企業等の代表者で組織される「霧島市人権啓発推進まちづくり会議」との連携を図りながら、本計画に即した諸施策の推進に努めます。

2 指導者の育成

人権教育・啓発の効果的な推進に当たっては、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深めるため、市民の身近なところで人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。そのため、地域で活動している指導者や本市の人権分野の指導員、相談員などを対象に、体験的、実践的手法を取り入れた研修会や交流会を実施するとともに、次世代を担う新たな地域指導者の人材発掘に努めます。また、指導者に対する積極的な情報提供等を行うなどして、その活動を支援します。

3 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、優れた指導者とともに効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。そのため、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、県との連携の下、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の選定・収集に努め、保育所、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の選定等に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れられてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こしたりするなどの工夫に努めます。

4 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強く実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。学校・地域社会・家庭での人権教育の推進については、教職員で組織する「霧島市人権・同和教育研究協議会」をはじめ、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者・子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組

みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどを積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1日～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば、各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など）を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

人権擁護委員が携わる啓発活動としては、人権作文コンテスト、小学生を対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発や講演会等が、多種多様な手法で行われており、今後も連携した推進を図ります。

5 県、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、県、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

本市においては、多様な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開しています。特に人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている人権擁護委員協議会や人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしています。

さらに、NPOなどによる住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、NPOなどが活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPOなどが、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

6 基本計画の進行管理と見直し

この基本計画は、「霧島市人権擁護推進本部」のもと、その進捗状況と効果について定期的な評価を行い、その結果を本市の様々な行政施策の推進に反映させるとともに、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。